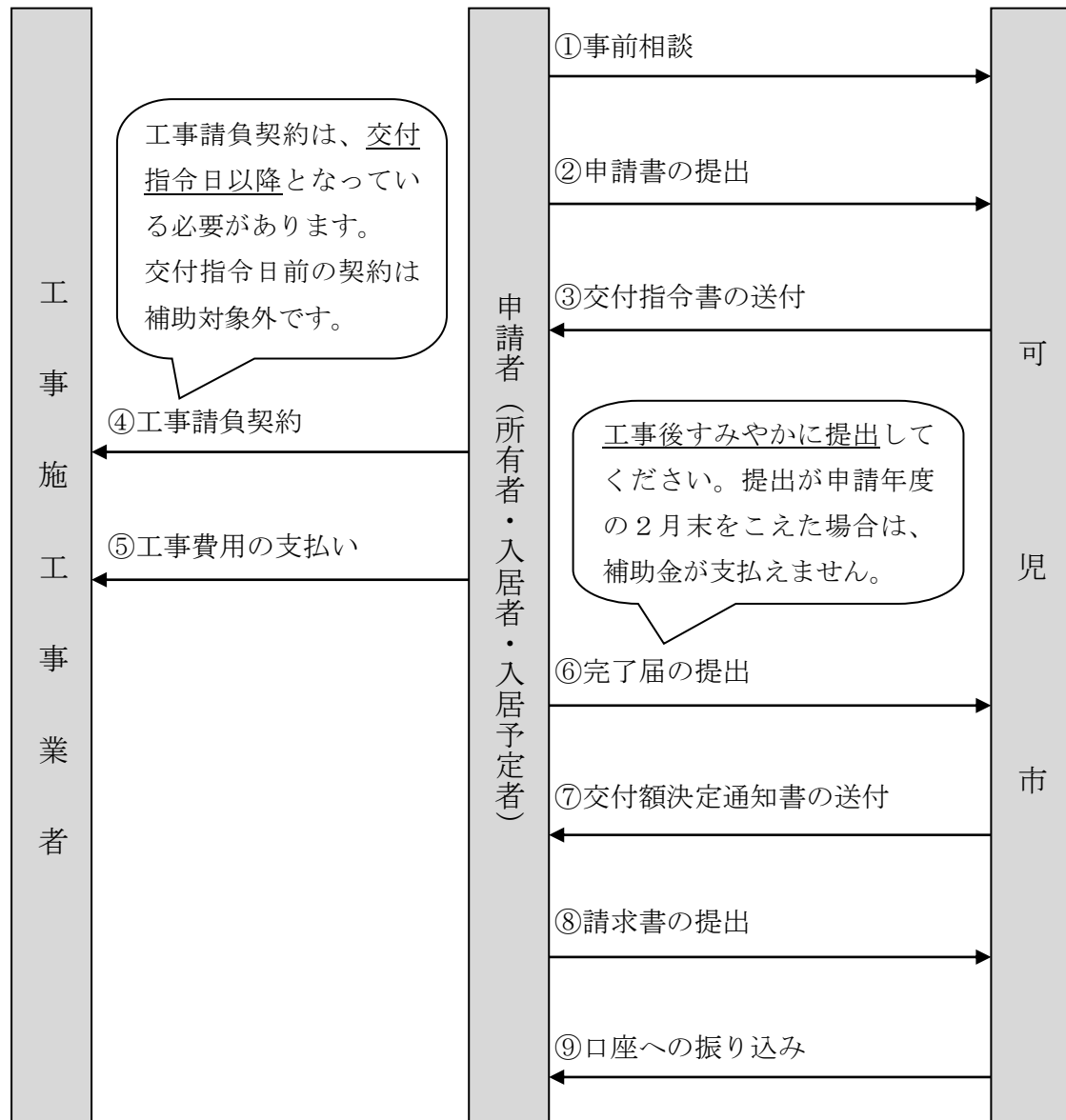


可児市空家等活用促進事業（空き家解体・リフォーム） 補助金 概要

おおまかな手続きの流れ

※工事請負契約前に申請する必要があります。
契約後の申請は対象外となりますので、ご注意ください。



補助額

- ◇工事費の10分の1に相当する額（千円未満切り捨て）を支給（10万円が限度）
- ◇昭和56年5月31日までに着工した住宅の解体に限り、工事費の10分の3に相当する額（千円未満切り捨て）を支給（30万円が限度）。

① 事前相談

申請予定の工事が補助事業の対象であることを確認します。
施設住宅課へお問い合わせください。

対象空き家

可児市に所在する空き家のうち、過去に同事業補助金の交付を受けておらず、かつ、次の要件のいずれか一つを満たしていること。

- ◇入居者（※1）又は入居予定者（※2）が決定している空き家
- ◇土地の売買・賃貸目的で解体する空き家（可児市空き家・空き地バンクに登録されているか、売買・賃貸目的でインターネット等に掲載されている物件であること）

対象者

（以下の要件をすべて満たしていること）

- ◇工事を行う空き家の所有者（※3）又は入居者、もしくは入居予定者
- ◇可児市の市税を滞納していない者

対象工事

（以下の要件をすべて満たしていること）

- ◇補助金の交付指令後に工事業者と請負契約を締結する工事
- ◇解体工事の場合、解体工事業者（※4）が行うものであり、建築物及びこれに付属する工作物を全部除却しさら地にする工事。
- ◇リフォーム工事の場合、空き家や外構の修繕、模様替え、改築工事を指す。新築、増築、太陽光発電設備、公共下水道への切り替え工事、植栽、造園、塀及びさく等の築造工事は対象外。
- ◇申請日の属する年度の2月末日までに完了届を提出できる工事
- ◇宅地建物取引業者がその業の目的のために行うものではない工事
- ◇他の制度により補助を受けていない工事

注意事項

◇予算の範囲内の補助金となるため、予算がなくなり次第終了します（先着順）

-
- ※1 入居者：所有者との賃貸借契約の締結により空き家を賃借することが決定している者又は売買契約の締結により新たに空き家の所有者になることが決定している者
 - ※2 入居予定者：賃貸借契約又は売買契約が未締結の場合で、空き家の賃貸借又は売買に係る所有者の同意が書面により得られており、工事が完了するまでに賃貸借契約又は売買契約が締結できる者
 - ※3 所有者：空き家に係る所有権又は売却もしくは賃貸を行う権利を有する者
 - ※4 解体工事業者：建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係るものに限る。）を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の登録を受けた者をいう。

② 申請書の提出

工事請負契約前に以下の書類を作成し、オンラインで申請するか、施設住宅課まで提出してください。

(郵送、FAX 可)。

申請書の提出はこちらから



提出書類 (追加の資料を求める場合があります)

	必要書類	備考
1	交付申請書 (様式第 1 号)	オンライン申請は不要
2	工事の補助対象経費に係る見積書の写し	
3	空き家の位置図及び工事設計図面	
4	工事施工予定箇所の写真	施工前の状況が分かるもの
5	売買・賃貸を目的として公表されているインターネット等の画面の写し	可児市空き家・空き地バンクに登録していない物件のみ
6	どちらか一方 ・施工業者が有する建設業法に基づく土木工事業、建築工事業もしくは解体工事業の許可証の写し ・建築リサイクル法に基づく解体工事業の登録に係る通知書の写し	解体工事の場合のみ
7	工事施工等同意書 (様式第 2 号)	対象となる敷地又は空き家の権利者が他にいる場合のみ
8	売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し	入居者又は入居予定者が申請する場合のみ※未締結の場合は、工事完了届の提出時に添付

③ 交付指令書の送付

書類審査のうえ、適当と認めた場合は、申請から 1～2 週間程度で申請者宛てに交付指令書を送付します。

④ 工事請負契約

交付指令書の交付を受けてから、工事請負について業者と契約してください。

交付指令書の交付後に内容の変更が生じた場合は、以下の様式及び添付書類を作成し、施設住宅課まで提出してください (郵送、FAX 可)。

変更申請時の提出書類

	必要書類	備考
1	変更申請書 (様式第 3 号)	
2	変更契約書の写し	作成していない場合は工事証明書
3	工事内容を変更する場合は見積書の写し	

⑤ 工事費用の支払い

工事費用は工事施工事業者（契約者）へ支払ってください。
支払い後は必ず「領収書」を受領してください。

⑥ 完了届の提出

工事終了後すみやかに（2月の末日までは必ず）以下の書類を作成し、
オンラインで申請するか、施設住宅課まで提出してください。
（郵送、FAX可）。

完了届はこちらから



提出書類

	必要書類	備考
1	工事完了届（様式第4号）	オンライン申請は不要
2	工事請負契約書又は請書の写し	交付指令書の発行日以降に契約していること
3	工事箇所の写真	施工前と同じ箇所
4	工事代金領収書の写し	
5	どちらか一方 ・建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出の受領票の写し ・解体工事が適切に実施されたことが確認できる書類の写し	解体工事の場合のみ
6	交付請求書（様式第5号）	交付額決定通知前に完了届と合わせてご提出いただけます（日付は空白で提出してください）

⑦ 交付額決定通知書の送付

書類審査及び現場完了確認のうえ、適当と認めるときは「交付額決定通知書」を交付します。

⑧ 請求書の提出

完了届の提出時に交付請求書を提出されていない場合は、提出してください。
1ヶ月ほどで、指定口座に補助金を振り込みます。

問合せ先

可児市役所建設部施設住宅課住宅係

住 所：〒509-0292 可児市広見 1-1

電話番号：(0574) 62-1111（内線 2232）

<http://www.city.kani.lg.jp/24392.htm>